

伊江村水道事業

令和8年度 水質検査計画



目 次

1. はじめに
2. 基本的な方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携
12. 別表1～5
13. 資料①～④

1. はじめに

- (1) 水道法施行規則の改正(平成 16 年 4 月 1 日)により、水道事業者は水源種別、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた「水質検査計画」を策定することになりました。また、水質検査計画は毎事業年度の開始前に需要者に対して公表することとされています。
- (2) これに基づき、令和 8 年度の水質検査計画を策定したので以下のとおり公表します。

2. 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理、送・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第 20 条に基づく水質検査について作成するものですが、原水等の水質検査や水質管理目標設定項目など水質基準以外の項目についても、その重要性から水質検査計画に位置づけて検査を行います。

(1) 検査地点について

検査地点は、水質基準が適用される蛇口(給水栓)に加え、配水池流入前地点及び水源とします。

(2) 検査項目について

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等(水質基準 52 項目、色、濁り、消毒の残留効果)と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目および水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。

(3) 検査頻度について

- ① 水道法施行規則第 15 条第 1 項の第 1 号に基づく「毎日検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ② 同上規則第 1 項の第 2 号に基づく「毎月検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ③ 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3 年に 1 回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年 1 回行います。
- ④ 水質管理目標設定項目(27 項目)については、その中から必要な検査対象項目を選定して年 1 回行います。また、水質管理目標設定項目に含まれる農薬類(115 項目)については水源地域における使用状況等を勘案して必要な検査対象項目を選定して年 1 回行います。
- ⑤ 水源については、水質基準項目等について年 1 回行います。

3. 水道事業の概要

- (1) 本村は沖縄本島北部の本部半島より北西約 9km に位置する 1 島 1 村の離島村です。島の輪郭はほぼ楕円形状で東西約 8km、南北約 3km で総面積は約 23km² です。
- (2) 本村の水道は、自己水源 3 ヶ所と県企業局からの受水(海底送水管)で構成されており、その水量比率は自己水源約 20% に対して県水受水は約 80% となっています。(過去 10 年間実績)
- (3) 配水系統については、自己水源による浄水と企業局受水を城山配水池において混合した後、6 系統で村内全域に給水しています。

(4) 令和 8 年度における給水状況は次表のとおりです。

項 目	内 容
給水区域	村内全域
給水人口	4,182
普及率 %	100
給水戸数	2,224
計画一日最大給水量 m ³	2,400
一日最大給水量 m ³	1,918
一日平均給水量 m ³	1,593

(5) 浄水場の概要

本村には浄水場が 1 ヶ所ありますが、その概要は次表のとおりです。

浄水場名	城山浄水場
所在地	字東江上 552-2
敷地面積(m ²)	1,028
原水の種類	湧水(湧出水源) 地下水(西江上水源、城水源)
処理能力(m ³ /日)	580
浄水処理方法	低圧 RO 膜装置 薬品注入装置

4. 原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況(別表 1)

- ① 湧水の湧出水源は、島の北側岩壁の下にあって海岸に近く、洞窟内に取水ポンプ室を設置して湧水を取水しています。そのために海水の影響を受けやすく、取水ポンプ室には塩分濃度を測定するため電気伝導度計を設置して常に適正水質を把握して取水量の確保に努めています。
- ② 地下水については、島の中央から西側に位置するところに浅井戸の西江上水源と城水源がある。西江上水源は住宅地に隣接していて、渇水期には硝酸態窒素が高くなる傾向があります。また、城水源は城山に隣接しており水質は比較的良好である。両水源とも、人為的な汚染は起こっていません。
- ③ 水源の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目は次表のとおりです。

水源名	種 類	水源の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
湧出水源	湧水	海水の影響、地質由来	塩化物イオン、硬度、硝酸態窒素等
西江上水源	地下水	地質由来	硬度、硝酸態窒素等
城水源	地下水	地質由来	硬度

(2) 水道水の状況(別表 1)

水源の立地条件から水質の特徴としては、塩化物イオン、蒸発残留物、硬度、硝酸態窒素などの値が比較的高く、これらの物質を安定的に除去、低減化することは従来の浄水処理方法(緩速ろ過)では困難であったことから、平成 12 年に水質改善対策として電気透析法を導入し、安定した浄水処理を行ってきました。その後、電気透析設備の老朽化に伴い低圧 RO 膜による施設更新を実施し、令和7年度に整備が完了しました。これにより、安定的で良質かつ安全な水道水の供給を行っています。

5. 検査地点

(1) 給水末端について

水道法に基づく毎日検査については、配水系統末端の3ヶ所の蛇口を検査地点とします。

(2) 水源について

水源水質の把握及び適切な浄水処理をするために、水源となっている湧水1ヶ所(湧出水源)、地下水2ヶ所(城水源、西江上水源)の取水地点を検査地点とします。

(3) 検査地点総括表

分類	検査地点
水源	① 湧出水源 ②城水源 ③西江上水源
給水末端	① 中央2線・公営企業課 ②中央1線・消防車庫給水栓 ③真謝線・散水栓

6. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される、蛇口(給水末端)における水質検査項目と検査頻度

① 毎日検査

法令に基づく3項目の検査(色、濁り、消毒の残留効果)を1日1回行います。

1. 検査場所 : 給水末端の蛇口
2. 検査項目 : 3項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	〃
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上	〃

② 毎月検査

水質基準52項目(別表2)の中からNo.1, 2, 39, 40, 47~52までの10項目については毎月検査を行います。

③ 年4回検査

公営企業課事務所給水栓および真謝線散水栓について

浄水場改修に伴い水質基準52項目(別表2)を年4回行います。

消防車庫給水栓について

水質基準52項目(別表2)の中から、No.10, 22~32(12項目)は消毒剤および消毒副生成物として、No.11, 34, 35, 41(4項目)については安全性及び性状確認のため、No.20のPFOSおよびPFOAについては新基準として年4回行います。(合計17項目)

④ 年1回検査

法令に基づく水質検査(別表2)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、(1/5以下の場合には1年に1回)まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、消防車庫給水栓においては年1回全項目検査(52項目)を行います。

公営企業課事務所および真謝線の給水栓における全項目検査(52項目)については、上記③のとおり年4回行います。

(2) 本村が水質管理上独自に行う水質検査項目と検査頻度

- ① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、(別表 1)の中から 40 項目について年 1 回の検査を行います。(味及び消毒副生成物の 11 項目を除く)
- ② 別表 3 の水質管理目標設定項目(26 項目)のうち、浄水および原水の検査項目は、厚生労働省健康局水道課長通知の第 3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付)を参考にして以下のとおり年 1 回行います。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回の検査を行います。

さらに、水質基準項目の改正により、令和 8 年 4 月から追加された「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」の検査についても、安全確認のため浄水及び原水で年 1 回実施します

水源種別	浄水項目	原水項目
給水末端(3ヶ所)	16	—
湧出水源	—	13
城水源	—	13
西江上水源	—	13

- ③ 農薬類の検査については、地元JAから地域における農薬類の販売および使用状況入手して、本村としては水源保全および影響把握の観点から水質管理目標設定項目の対象農薬リストの 29 項目及びその他農薬 2 項目の合計 31 項目の検査を原水 3 ヶ所について年 1 回検査します。(別表 4)
- ④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成 19 年 4 月 1 日)に基づき、原水 3 ヶ所で指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を年 4 回行います。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を原水 3 ヶ所で年 1 回、配水池流入前地点でも安全確認のため年 1 回行います。(別表 5)
- ⑤ その他、本村が水質管理上必要とする検査項目として、侵食性遊離炭酸を城水源について年 1 回、PFHxS を浄水 3 ヶ所及び湧水・地下水 3 ヶ所について年 1 回行います。(別表 5)

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域周辺において消化器系感染症が流行ったとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 管路工事及びその他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認めるとき

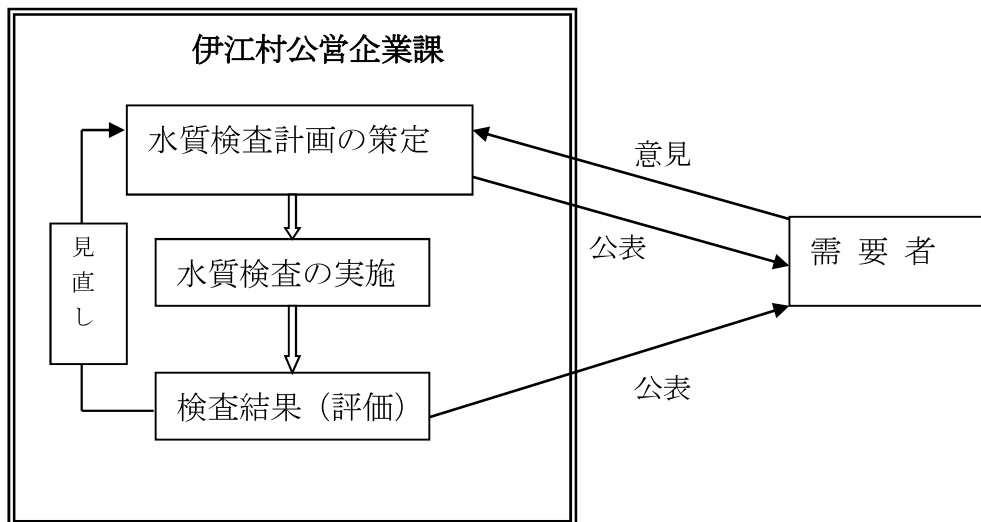
なお、検査項目は水質基準 52 項目および必要に応じた項目(農薬等)について行います。

8. 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- (2) 法令に基づく毎月検査および水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関へ委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいて行います。

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度作成し公表します。
- (2) 公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については、本村の広報誌等を利用して速やかに公表します。
- (3) 次年度の水質検査計画の策定に当たっては、本年度の検査結果を評価・見直しすると同時に需要者の皆様からのご意見、要望等を反映して水質検査計画を作成します。



水質検査計画の概念図

10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては次のことに留意して国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託することとしています。

(1) 精度管理の評価

- ① 基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の水質検査が出来ること。
- ② 毎年、環境省及び全国給水衛生検査協会が実施する外部精度管理において高い評価を得ていること。

(2) 検査体制の確認

- ① 経験豊富な分析技術者など人材が十分に確保されていること。
- ② 高度の分析機器が整備されていること。

(3) 信頼保証体制の確認

- ① ISO を取得していること。
- ② 特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- ③ 信頼保証部門と水質検査部門に各責任者を配置して組織体制が十分に機能していること。

ISO とは、International Organization for Standardization の略で国際標準化機構の意味。

ISO9001 とは、品質保証及び顧客サービスに関する国際規格。

ISO14001 とは、環境マネジメントに関する国際規格。

(4) 臨時の検査及び緊急時の検査体制

- ① 水質汚染事故等に対して即対応できる体制にあること。
- ② 検査結果の提出については、水質基準 52 項目については 24 時間以内に可能であること。

(5) 水質管理、浄水処理及び水道施設全般の管理等について指導、助言が可能であること。

11. 関係者との連携

水道に関わる水質事故等が発生した場合には、関係機関と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、適切な措置を迅速に実施することにより常に安全な水道水の供給に努めます。

問い合わせ先:伊江村公営企業課水道事業係

住 所 :〒905-0503

伊江村字川平 519 番地の 14

電 話 :0980-49-5004

FAX :0980-49-2339

12. 別表1~5

別表1: 原水の水質状況

02-000021-0006 伊江村 伊江村宇東江上550 城水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度					過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較							
													1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100		4	4	20					20	20		○	□					
基2	大腸菌	不検出	-	-	-	-														
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003					<0.0003	<0.0003	○	□						
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.00005					0.00005	0.00005	○	□						
基5	セレン及びその化合物	0.01	0.002	0.003	0.002	0.004					0.004	0.004			○	□				
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○	□						
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○	□						
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					<0.002	<0.002	○	□						
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004					<0.004	<0.004	○	□						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○	□						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4.46	5.92	4.62	4.57					5.92	5.92					○	□		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12	0.14	0.12	0.09					0.14	0.14			○	□				
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.03	0.02	0.03	0.03					0.03	0.03	○	□						
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	○	□						
基16	シス-トランス-ジクロロエチレン及びトランス-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○	□						
基21	塩素酸	0.6																		
基22	クロロ酢酸	0.02																		
基23	クロロホルム	0.06																		
基24	ジクロロ酢酸	0.03																		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基26	臭素酸	0.01																		
基27	総トリハロメタン	0.1																		
基28	トリクロロ酢酸	0.03																		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基30	ブロモホルム	0.09																		
基31	ホルムアルデヒド	0.08																		
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.01	0.01	<0.01	0.02					0.02	0.02	○	□						
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	0.01					0.01	0.01	○	□						
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03					<0.03	<0.03	○	□						
基35	銅及びその化合物	1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01					<0.01	<0.01	○	□						
基36	ナトリウム及びその化合物	200	37.1	40.5	31.1	39					40.5	40.5			○	□				
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	○	□						
基38	塩化物イオン	200	72	69.4	63	51.1					69.4	72			○	□				
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	231	242	183	241					242	242					○	□		
基40	蒸発残留物	500	425	459	417	425					459	459					○	□		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02					<0.02	<0.02	○	□						
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					<0.000001	<0.000001	○	□						
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					<0.000001	<0.000001	○	□						
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					<0.002	<0.002	○	□						
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					<0.0005	<0.0005	○	□						
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.1	<0.2	<0.2	<0.2					<0.2	0.1	○	□						
基47	pH値	5.8~8.6	7.2	6.9	7	6.9					7	7.2								
基48	味	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0	0	0	0	0	0								
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5					<0.5	<0.5	○	□						
基51	濁度	2	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2					<0.2	<0.2	○	□						
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			
	有機物等(過マンガン酸カルシウム消費量)	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

- ①過去3年間とはR5年度からR7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
 ②過去とはR4年度からR7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
 ③基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。

別表2:検査頻度

01-00021-0001 伊江村 伊江村字川平519-14公営企業課事務所 給水栓

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	×	1回/3月	1回/年	1回/3月	省略不可項目		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	令和7年度浄水場の改修および性状確認のため		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	原因藻類発生時期に月に1回以上		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年			原因藻類の発生の恐れがあるため、年5回実施(5月~9月実施)	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	省略不可項目		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月				
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表2:検査頻度

01-00021-0016 伊江村 伊江村字西江前1408真謝線 散水栓

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	×	1回/3月	1回/年	1回/3月	省略不可項目		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月			1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	令和7年度浄水場の改修および性状確認のため		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年			原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため、年5回実施(5月~9月実施)
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	令和7年度浄水場改修のため基本頻度とする		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表2:検査頻度

01-00021-0017 伊江村 伊江村字東江前48-1消防車庫 給水栓

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	×	1回/3月	1回/年			1回/3月	省略不可項目
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため		
基22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基27	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため		
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため		
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため、年5回実施(5月~9月実施)		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年				
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年				
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月				
基48	pH値	×	1回/月	1回/月				
基49	味	×	1回/月	1回/月				
基50	臭気	×	1回/月	1回/月				
基51	色度	×	1回/月	1回/月				
基52	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表3 水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L 以下	原 水		浄水	備 考
			湧水	地下水		
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 *	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	—	—	○	資機材、薬品の観点から
4	削除	削除	—	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	○	○	○	
6	削除	削除	—	—	—	
7	削除	削除	—	—	—	
8	トルエン	0.4	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	—	—	塩素剤として使用していない
11	削除	削除	—	—	—	
12	二酸化塩素	0.6	—	—	—	〃
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	—	—	○	消毒副生成物等の観点から
14	抱水クロラール	0.02 *	—	—	○	〃 〃
15	農薬類	**				検査項目は別表4に示す
16	残留塩素	1	—	—	—	毎日検査と重複する
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10-100	—	—	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン及びその化合物	0.01	—	—	—	〃
19	遊離炭酸	20	○	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	○	○	
21	メチル・t-ブチルエーテル	0.02	○	○	○	
22	有機物 (KMnO ₄ 消費量)	3	○	○	○	
23	臭気強度 (TON)	3 TON	○	○	○	
24	蒸発残留物	30-200	—	—	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1 度	—	—	—	〃
26	pH値	7.5 程度	—	—	—	〃
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	○	○	○	
28	従属栄養細菌	2000 個/ml *	○	○	○	検査頻度 年4回
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	—	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		13	13	16	検査頻度 年1回 (従属栄養細菌のみ年4回)
	検査ヶ所		1	2	3	

* : 暫定値

** : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下 (単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

別表4 農薬類の検査項目

	農薬名	用途	目標値 mg/L	検査対象 湧水・地下水	検査頻度
1	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02	3ヶ所	年1回
2	EPN	殺虫剤	0.004	〃	〃
3	アシュラム	除草剤	0.2	〃	〃
4	アセフェート	殺虫剤	0.006	〃	〃
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	〃	〃
6	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	〃	〃
7	カルボフラン	殺虫剤	0.005	〃	〃
8	キャブタン	殺菌剤	0.3	〃	〃
9	グリホサート	除草剤	2	〃	〃
10	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	〃	〃
11	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	〃	〃
12	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	〃	〃
13	ジクワット	除草剤	0.005	〃	〃
14	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	〃	〃
15	ジメトエート	殺虫剤	0.05	〃	〃
16	ダイアジノン	殺虫剤	0.005	〃	〃
17	トリクロピル	除草剤	0.006	〃	〃
18	トリフルラリン	除草剤	0.06	〃	〃
19	ブタミホス	殺菌剤	0.02	〃	〃
20	プロシミドン	殺菌剤	0.09	〃	〃
21	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	〃	〃
22	プロピザミド	除草剤	0.05	〃	〃
23	ベノミル	殺菌剤	0.02	〃	〃
24	ペンディメタリン	除草剤	0.3	〃	〃
25	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.05	〃	〃
26	メソミル	殺虫剤	0.03	〃	〃
27	メタラキシル	殺菌剤	0.2	〃	〃
28	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	〃	〃
29	メプロニル	殺菌剤	0.1	〃	〃
30	アゾキシストロビン	殺菌剤	—	〃	〃
31	トルクロホスメチル	殺菌剤	—	〃	〃

別表5 その他、本村が水質管理上必要とする検査項目

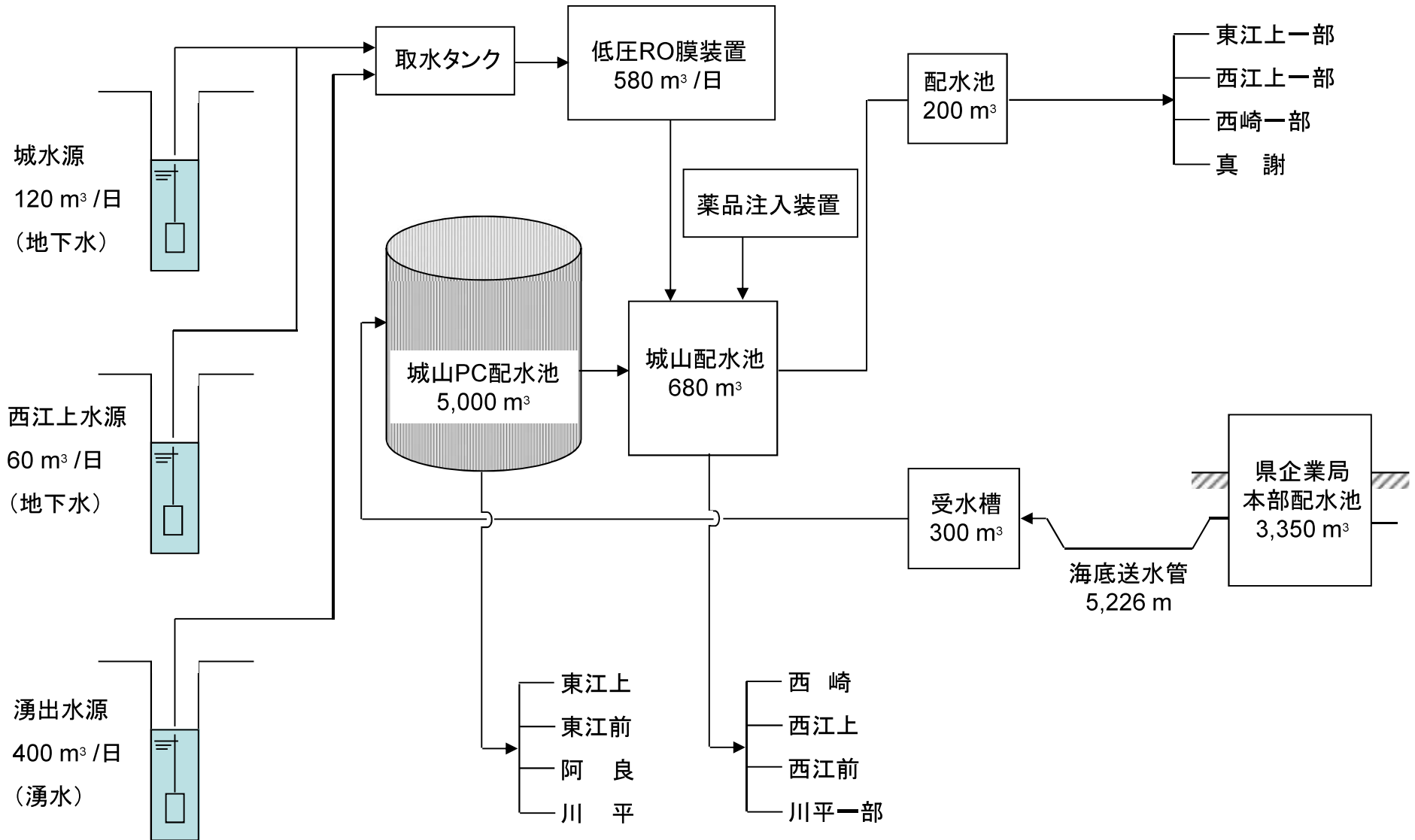
	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所
1	侵食性遊離炭酸	○	—	年1回	城水源
2	大腸菌	○	—	年4回	湧水・地下水3ヶ所
3	嫌気性芽胞菌	○	—	年4回	湧水・地下水3ヶ所
4	クリプトスポリジウム ジアルジア	○	—	年1回	湧水・地下水3ヶ所
		—	○	年1回	配水池流入前(浄水)
5	ペルフルオロヘキサンスル ホン酸(PFHxS)	○	○	年1回	浄水3ヶ所 湧水・地下水3ヶ所

13. 資料①～④

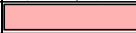


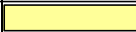
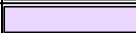

水道施設

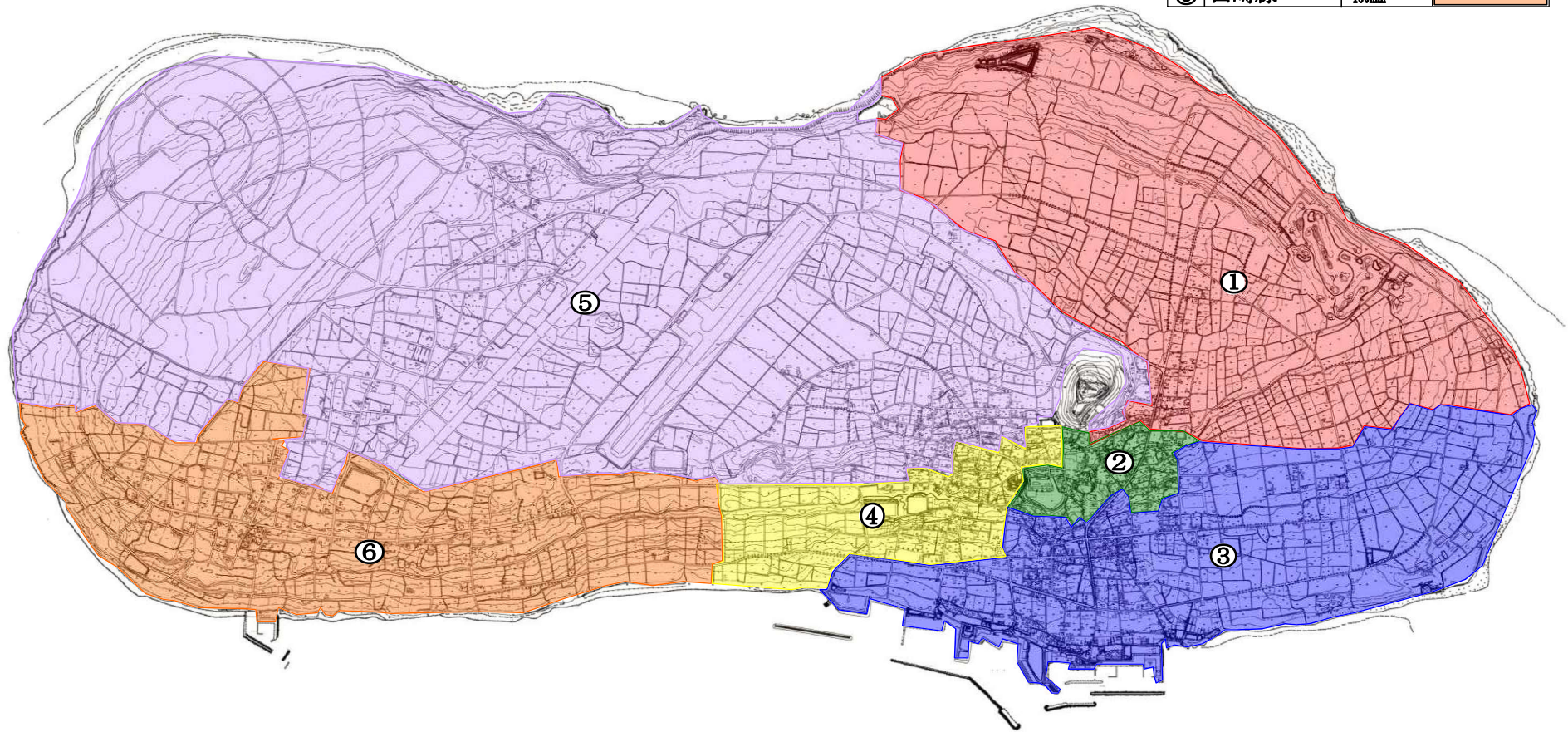


伊江村水道施設 配水フローチャート



伊江村配水系統図

凡 例			
番号	配水系統	メーター口径	給水範囲
①	門口線	100mm	
②	中央1線	150mm	
③	中央2線	150mm	
④	西上、西前線	150mm	
⑤	真謝線	150mm	
⑥	西崎線	150mm	



水質検査採水箇所

